

第7 計画の推進

1 障がい福祉サービス等に関する情報の提供

障がい福祉サービス等に関する情報について、市の広報紙やインターネット等の活用に加え、点字や音声媒体の活用などによる障がいの種別に応じた適切な方法により、障がいのある人が必要なサービスを適切に利用できるよう情報提供の拡充に努めます。

2 函館地域障害者自立支援協議会との連携

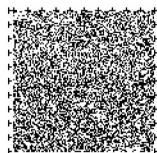
自立支援給付および地域生活支援事業を円滑に実施するためには、障がいのある人と事業者、関係団体等、行政の連携が重要であることから、函館地域障害者自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化し、その機能を最大限に発揮できる体制づくりに努めます。

3 サービスの質の向上

サービスの質の維持・向上を図るため、利用者からの意見や要望を把握して、サービスの内容に反映させるとともに、市が指定している地域生活支援事業を実施する事業者等に対して指導・助言等を行うほか、北海道の指定を受けた障がい福祉サービス事業者については北海道と連携して対応することとします。

4 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、函館市福祉計画策定推進委員会において、各年度における障がい福祉サービスの利用や地域生活への移行の状況など、計画の進捗状況について点検・評価し、その結果をサービスの実施に反映させるとともに、市の関係部局との協力・連携を図りながら施策の推進に努めます。



5 国や北海道への要望

国や北海道の制度改正などの動向を的確に把握し、施策の推進に活かしながら、本市の実情や課題を踏まえ、国や北海道に対し、制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

